

食品表示を行うみなさまへ！

平成29年9月1日から、新しい原料原産地表示制度がスタートしました

国内で
製造された

全加工食品の原材料の 産地表示が義務付けられました

① 1番多く使用された原材料の産地を表示します

● 産地の書き方は？

原材料が生鮮食品

国産品 → **国産** (都道府県名も可)
輸入品 → **輸入国名**

原材料が加工食品

国産品 → **国内製造** (都道府県名も可)
輸入品 → **○○製造** (○○には製造国名)



注意！

既に義務化されていた22食品群と4品目に加え、おにぎりののりは、国別重量順表示のみで、これらの表示はできません

② 複数産地がある場合は重量の多い産地順(国別重量順表示)で表示します ●例：豚肉(アメリカ、国産)

● 国別重量順表示が困難な場合は？

産地が2つ以上

「**又は**」で表示できます【又は表示】
● 例：豚肉(アメリカ**又は**国産)

外国の産地が3つ以上

「**輸入**」で表示できます【大括り表示】
● 例：豚肉(**輸入**、国産)

国産品+外国の産地が3つ以上

「**又は**」と「**輸入**」で表示できます
● 例：豚肉(国産**又は**輸入)

猶予期間は平成34年3月31日まで
それまでに適切な表示ラベルに切り替えましょう！

詳細については下記までお問い合わせください

□富山県食品表示110番 TEL:076-444-8484/FAX:076-444-8600
E-mail: syokuhinhyouzi@esp.pref.toyama.lg.jp

□富山県農産食品課食品安全係 TEL:076-444-8816/FAX:076-444-4410